

ANAW 第 21-011 号
2021 年 12 月 6 日

お客様各位

スターフライヤー運航便における危険物貨物の取り扱いについて

平素より ANA をご利用いただきありがとうございます。

この度、スターフライヤー運航便における危険物貨物の取り扱い方法やお預かりができない危険物貨物を整理しましたので、ご案内いたします。

ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日

2021 年 12 月 6 日（月）搭載分より

2. 適用範囲

スターフライヤー（SFJ）運航便全便に搭載しようする危険物貨物

3. 輸送可能危険物貨物

- ① UN1845 ドライアイス（冷却用）
- ② UN1845 固形二酸化炭素（冷却用）
- ③ UN3481 リチウムイオン電池（機器と同梱 Section II）
- ④ UN3481 リチウムイオン電池（機器に組み込み Section II）
- ⑤ UN3091 リチウム金属電池（機器と同梱 Section II）
- ⑥ UN3091 リチウム金属電池（機器に組み込み Section II）
- ⑦ 特別規定を適用し非危険物となる貨物^{※1}
- ⑧ 紀州備長炭（証明シール付きのもの）
- ⑨ パイン炭（証明シール付きのもの）

※1：特別規定を適用した非危険物の具体的『特別規定 A59 を適用し準備されたタイヤ』

4. 輸送不可危険物貨物

- ⑩ 土佐備長炭（危険性評価証明書が伴っている製品を含む。）
- ⑪ 能勢菊炭（危険性評価証明書が伴っている製品もしくは認定シール付きの製品を含む。）
- ⑫ ホッカイロ（日本カイロ工業会 HP に掲載の製品を含む。開封済み・未開封ともに。）
- ⑬ 少量危険物
- ⑭ 微量危険物
- ⑮ 極微量危険物
- ⑯ UN3373 生物由来物質カテゴリーB
- ⑰ UN2807 磁気材料（2.1m の距離で 2 度を超えるコンパスの振れを起こすが、4.6m の距離で 2 度以下の磁界強度を持つ磁性物質を含む）
- ⑱ 輸送可能危険物貨物を除く旅客機に搭載可能な全ての危険物貨物

5. 輸送可能危険物貨物のお預け方法

IATA 航空危険物規則書に掲載の内容に則り、必要な包装、マーキングやラベリングなどを施していただきましたのちに、ANACargo 国内貨物予約ポータルサイトの ANA FLY CARGO!にて、以下のご申告方法によりお預けいただきますようお願い申し上げます。

- ① UN1845 ドライアイス（冷却用）
- ② UN1845 固形二酸化炭素（冷却用）
- ③ UN3481 リチウムイオン電池（機器と同梱 Section II）
- ④ UN3481 リチウムイオン電池（機器に組み込み Section II）
- ⑤ UN3091 リチウム金属電池（機器と同梱 Section II）
- ⑥ UN3091 リチウム金属電池（機器に組み込み Section II）

<ご申告方法>

ANA FLY CARGO!の eAWB 登録画面にて特殊貨物情報（申告書不要）欄に該当の国連番号や正式輸送品目名、個数などをご選択の上、ご申告ください。

⑦ 特別規定を適用し非危険物となる貨物

<ご申告方法>

IATA DGR 8.2.6 に従い、ANA FLY CARGO!の eAWB 登録画面にて備考欄に「Not restricted, as per SP A〇〇」^{※2※3}とご登録ください。IATA DGR 8.2.6 では、運送状へ該当の特別規定番号の記載（登録）が要求されない場合「Not restricted」のみ運送状に記載（登録）することになっておりますが、特別規定適用の根拠を明確にさせていただくために、該当の特別規定番号の記載（登録）が要求されていない特別規定においても、運送状に特別規定番号の記載（登録）をお願い申し上げます。

※2：A〇〇の〇〇には特別規定番号を入力 ※3：入力例『Not restricted, as per SP A59』

⑧ 紀州備長炭（証明シール付きのもの）

⑨ パイン炭（証明シール付きのもの）

<ご申告方法>

ANA FLY CARGO!でのご申告は不要ですが、あらかじめ製造者によって証明シールが貼付されていることをご確認の上、お預けください。

ご不明な点がございましたら弊社販売担当者ならびに空港担当者へお問い合わせください。

以上